令和７年８月１日
藤倉航装株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

藤倉航装は「人間尊重と創造を通じ、社会に貢献する」を経営理念とし、男女ともに従業員が活躍できるその雇用環境の整備に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年８月１日～令和１２年３月３１日まで

２．目標と取組内容・実施時期

目標１　女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

男女の労働者の将来の育成を目的とした教育訓練の受講率を 75%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞
●令和７年　７月～　職制別の外部教育受講計画の立案
●令和７年　８月～　受講者の募集
●令和７年１０月～　外部研修、受講開始（初回は３年計画で職制ごとに受講件数５項目）

目標２　職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の労働者の有給休暇取得率を 40%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞
●令和７年　５月～　令和６年度の有給休暇取得状況の確認
●令和７年１１月～　年度２／４期の有給休暇取得状況の確認と取得の推進
●令和８年　１月～　有給休暇取得の取得推進（取得日数５日未満の従業員に対して）
●令和８年１１月～　年度１／４期の有給休暇取得状況の確認と取得の推進